

以下に「佐久穂町男女共同参画計画」に対する意見を記述いたします。

理念・計画等ここに述べられている事は、きっちりと進めてゆくべき事であると思えます。特に参政・教育・就労・昇給・昇格等は「男女共同参画」と言うよりは、人が人として生きるがための基本的人権の問題であり、ここに計画した事は強力に進めるべきと思えます。(各種審議会の女性の参加、管理職への女性の登用等は特に行政で先行させる事が肝要かと…!)

ただ成果を直ぐに得ようとあせらない事がだいじだと思います。なぜならば人の意識はそう簡単に変わるものではありません、一つ一つ啓蒙・説得し、納得して進めて行く事が結果として早く成果を得る最善の道と思うからです。この計画では平成 30 年度を目標年度としていますが、それで終わる事なく、さらなる高みに向け計画を継続していただきたいと思えます。

ここからは、私の個人的な意見を述べさせていただきます。

「男女共同参画」と言う言葉は以前より良く耳にし、企業においては「男女雇用機会均等法」に基づき改善が進んだ事も経験をしています。私は 35 年前に米国勤務を経験していますが、現地人の入社面接等々で、性別・身体的（デブとか黒人）な事について、それを物事の判断基準にしてはいけない事を強く指導された事を覚えています。

ただいつも思う事ですが、この計画のなかでも多くの個所で以下の言葉が記述されています。

それは「男は仕事、女は家庭と言う性別による固定的な役割分担の意識が根底にあり」と言う言葉です。

性別による役割分担は悪なのでしょうか…?この部分がどうしてもすっきりとしないと言うのが多くの男性の率直な感想とも思えます。

原始、女性は太陽でありました。この意味は生産性の低い時代には全ての人が共同して働き、その成果は平等に分配しないと生命を維持できなかつたからです。その中で女性は子供を産む事が出来、常に集団の労働力を供給できる唯一の存在でありました。(一婦多夫制)だから女性は太陽であり集団の中心に位置したのです。

(例として、マンモスの狩りをするとき一人ではマンモスを倒す事ができません、しかし 10 人で共同して狩りをしたらマンモスを倒す事ができます。ただその成果を一人が独占してしまったら他の 9 人は餓え次の狩りに参加する事ができず、結果としてその集団は狩りを続ける事が出来ずに餓え絶えてしまうのです。だから成果を平等に分配し合う事が必須であったのです。)

しかし時代は生産性が向上し、その集団を維持するのに必ずしも成果を平等に分配し合わ

なくてもよくなった時から女性の立ち位置が変わったのです。それは「富を自分の子供に継がせたい」と言う事が女性を男の支配下に置く事になったからです。(一夫多婦制・一夫一婦制)

故に性別による役割分担は、生産性の向上に伴う人類の長い歴史の中で培われそしてシステム化されてきた形態であり、そこにはそれなりの合理性があるからです。

この合理性を正当に評価せずに事を進めると、男性への逆差別にもつながるかと思えます。私の考えは「男女平等、男女の機会均等」等になんら矛盾する考えとは思いません。

「男女共同参画」に関するいろいろな会議が持たれるかと思えますが、議題の性質上、女性主体の会議形態での会議を行う機会が多いかと想像します、是非多方面からの意見を集約する会議の持ち方を工夫していただきたいと思えます。

(例：年代別、職業別、海外事例等々)

パブリックコメント意見提出用紙

件名	「佐久穂町男女共同参画計画（案）」に対する意見		
住所	〒 -		
氏名		電話 番号	
意見 記入欄	<p>※計画（案）のどの部分に関するご意見かページ等もご記入願います。</p> <p>語句、文言の追加、訂正を提示。</p> <p>○ p16. (9) 雇用の分野における女性の参画促進に 前後差別（男女賃金格差、昇進、昇格の格差低賃金 総合職と一般職などの雇用管理区分や雇用形態の 違いを利用して巧妙な女性差別）を早く取り直さ て追加</p> <p>p18の(16)に同じように追加</p> <p>○ p18 (17) 仕事と家庭生活の両立可能な環境整備 ○育児・介護休業制度の普及促進に「利用促進」 を追加</p> <p>○「27=27、172x21」の追加 p20の(27) p21の(28)</p> <p>○ p20. (27) の票が多すぎた女性に対する支援 ※養育費受給者の多くは女性だが、男性も受給者 となる女性に限定する必要がある</p> <p>○ p21. (28) 相談機能の充実 ○女性に利用できる相談窓口の設置 →女性に限定せず、男性に対しても対応が必要</p> <p>○ p22 (29) 高齢者、障害者、外国人の参画促進... 障害者... 障害者の参画促進能力を「適正」とし、 特性を訂正</p>		

○締め切

平成27年3月2日（月）

○提出先

〒384-0697 南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地

佐久穂町役場住民税務課人権政策係

TEL : 0267-86-2527、FAX : 0267-86-2633

電子メール : jinkenseisaku@town.sakuho.nagano.jp